

ID: 123

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市後期高齢者医療に関する条例 第8条及び第9条		
例 規 番 号	平成20年条例第6号		
【根拠条文】 (罰則) 第8条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第9条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。 第10条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日